

臨時総会は明暗を分けて終了す

特別議決・第1号議案「管理組合規約改正案」=否決  
普通議決・第2号議案「中長期営繕計画案」=可決



## 組合員の意思の最終集計

		(特別議決) 第1号議案			(普通議決) 第2号議案		
		若葉台第一住宅管理組合 規約改正案承認の件			中長期營繕計画案 承認の件		
		書面	採決票	計	書面	採決票	举手採決
賛成		五一四	九一	六〇五	四九八	五七	
反対		四一	一三七	一七八	○		
白票	○						
無効	四	二	二	五	四	○	
合計	五五九	一三一	七九〇	五五九			
議決権総数(八八九)の四分の三 (六六七)以上で可決のところ、 賛成六〇五で否決		議決権総数(八八九)の二分の一 (四五五)以上を 超え、可決			議決権総数(八八九)の二分の一 (四五五)以上を 超え、可決		
		賛成者多數					

\*書面無効の内訳(未捺印1,期日未着3)

と、速やかに作業は進捗する。出席者用の椅子を並べ終わり、受付を担当する棟長席、質問者席、答弁席、議長、書記席、開票作業台、理事その他役員席の配置も済み、マイク、撮影機材の調整もすべて完了する。

開会を五分繰り下げる。  
九時三十五分、ざわめ  
きの中、総務部長の遊佐  
さんが開会を宣する。總  
會議長に水崎真知子さん、  
太田誇さん、書記に小塚  
伸一さん、村上光雄さん  
を選出。第1号議案担当  
の水崎さんにより、書面  
議決権行使書五五五名、  
午前九時三十五分現在の  
出席者一九九名、合計七  
五四名、総会成立の必要

べる。ダレ気味の場内が一気に引き緊まる。（書面議決による賛成票を投じた五一四名の組合員にとつて、なぜ否決という思いもよらない結果が生じたのか、ここでの論議の詳細は、是非とも知りたいはずです。しかしこの原稿作成の段階では、総会議事録が完成していません。この箇所は可・否決の要諦ですか

そして、採決が行われた。結果は左の表の通り。会場を不意の沈黙が覆い、やがて気を取り直したかのようにバラバラと拍手が起こる。

03年十二月二十一日。  
若葉台団地第一住宅管理組合臨時総会。千代田公民館体育館。冷気が足元にわだかまる寒い寒い日曜日。

いる。九時十五分、出足が悪い。人が少ないと会場の広さばかりが目立ち、寒気が余計身に染みる。理事席ではしきりに時計を気にする。寒さのせいばかりでなく、開会前の緊張が身懐いを激しくさせる。開会予定の九時三十分、にわかに席が埋まる。しかし前列にはまだ空席が目立ち、受付前に

数を充ててゐるとの報告。審議に先立ち理事長の中村さんの挨拶。続いてやはり中村さんによつて第1号議案の提案説明が懇切丁寧に行われる。

ら、曖昧な記憶による不確かな再現は避け、本紙第2面に石戸谷さん、中村さん、副理事長の松下さんに当日の発言を敷衍した原稿をお書き戴くことにします)

17号棟T・Kさん、26号棟Y・Kさん、20号棟O・Aさん、29号棟M・Hさんなどの意見表明が続くが、理事会からの反

ゆ  
む  
は

（発行所）  
苗葉台団地  
第一住宅管理組合  
坂戸市千代田4丁目7番地30号  
電話 049-283-7950  
メール : karri@wakaba1.com  
<http://www.wakaba1.com/>



## 理念ある規約改正を

## 私がなぜ反対したかの理由

私は「規約改正」をする事には反対しております。案の幾つかの内容に異議があつて一括提案である以上、全体を反対としたしました。

私が、理屈になつた初年度、施設管理部長の立場で先の大規模修繕工事の後半を担当した時、規約の矛盾と不公平感に悩みました。若宮元理事長との話し合いで一年後に規約見直しを目的とした規約委員会を発足させ現在に至っております。従つて私は、熱心な「規約改正論者」です。

その立場から規約改正案に「？」と思つたのは、プロジェクト委員会に出席された規約委員の方が、区分所有法の通りにしないと「法律違反」との見解を示されたので発足当初の考え方の狂いを感じ内容を吟味する気になりました。

当事の事件として二分の一も限りません。そういう事が可能になります。二分の一という規約が定められるという事が問題だと思って不正の芽が発生しないとも限りません。

当団地の理事会活動では、過去に於ても、現在に於ても、不正はありません。つまり、どのよな多額の大工事も、総会議案書が印刷され、された時点で委任状で決定して、は、理事会側に移り、権限が集中されるという争です。

集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者会員及び議決権の各過半数で決する。とあります。

当団地の規約は四分の三と定められており、従つて法律違反ではありません。せん。

二、改正案第37条2項、

役員は、別に定めるところにより……報酬を受けることができる。

三、改正案第59条1項

……ただし、臨時に要する費用として特別に徵収する場合には、別に定めるところによる。

四、改正案第60条2項

管理費等に不足を生じた場合には、……その程度必要な金額の負担を求めることができる。

「別に定めるところ」は、お金にかかるのであり、これを示していただかないと、良否の判断をいたしかねます。

今期、通常総会での私の質問「五年前の私の理事在任時の管理費予算か

組合員の皆様には既に承知の通り、昨年の十二月二十日に開催された臨時総会に提案いたしました「規約改正案」は賛成六百五票反対百七十八票で否決されました。この規約改正案否決について、私たち理事会の所信を述べたいと思います。

私たちの現行管理規約は、二十数年前に当団地の分譲開始と同時に、当時の住宅公団から与えられた規約(原始規約)を現状と合わせつつ、小改正を加え現在に至っていますが、後述の区分所有法の改正と、見直し改正に当つて指針とすべき標準規約に基づいて提案された規約改正案の内容自体に問題があつて否

が若葉台団地 決されたとは考え難いものがあります。何故ならば、理事会から委嘱を受けた規約委員会が、二年半程前の平成十三年八月に施行された、いわゆる「マンション管理適性化法」と国土交通大臣が定めた「マンション管理適性化指針」による、管理組合及び区分所有者に対して、マンションの管理についての努力義務を明示したことを受け、私たちの若葉台団地にも言えることになりますが、共同生活に対する住民間の意識の相違、管理に対する他人任せの姿勢、価値観の違いなどから、良好な住環境の維持・管理が難しい現状に鑑み、國の考え方に基づいた標準管

中村 満 松下 隆輝  
理規約をベースとした新たな  
私たちの管理組合規約の  
構築的な見直し改正案の必  
要性を認識し、企業法務士  
門マンショングループの専門家を  
お招きして、この規約の改定  
の法に関する専門家を  
いた規約委員会で、各  
項の文言の一字一句に  
いてまで詳細にわたって  
一年間の検討期間を費  
した集大成が、理事会  
提案されたものであり  
こちら、住民との合意  
を図るべく、提案のう  
ち自らについては、棟タイ  
母に全組合員を対象と  
た十二回の住民説明会を開催し、それぞれの説  
明の場で忌憚のない意  
交換の後、更に検討さ  
たうえで、提案された  
のであります。

私 様員は、少なくとも、この後においても、のる、前述の如きによつて、前回の規則で、行為を行わないものとします。

に、一人の区分所有者本部の義務を果たすため、規約がそのまま維持する組合は永久に維持する組合であります。

管理組合規約が、あることには論をいたかく、中長期賃貸借規約が、中でも、最も優秀な場所で、給排水管の二つ高い、うち専有部分（各不足管）の一括修繕が、不可能となり、組合員個人が行なはなければならないという現状に当たつた。改訂規約は、共同の利益、ために一括修繕があるとして提案し、に、総会で四分の三 majorityをもつて承認され、全組合員はその決議を受けなければならぬので、個人の都合で、

臨時総会に提案された規約改正案が否決されました。

内容と理由  
一、改正案第47条2項  
「団地総会の議事は、議決権総数の過半数で決し定め」とあります。  
過半数とは二分の一(四五票)で、議事案件は決定されます。  
過去の総会の委任状況  
均は四〇〇以上です。  
理事会に与えられていて

の「一」を悪用し委任状を集め  
め不必要な工事をしかも  
高額で譲りし利権を得たと  
他の管理組合の事例が示  
す通りで、たといいがい  
場合、限界のバランスが  
崩れると悪い方向に向か  
つてしまします。二分の  
一は、提案権、執行権、  
決定権を理事会に集中す  
る非常に危険なものであ  
り従つて認められません  
でした。

将来(今の理事会の事ではあります)悪意に運用されたら、二分の一の費用に當てはまります。危険に當てはまります。

理事の報酬について

理事未経験者からは、えないと思われるのに嫌われるので覺悟して理車OBの私から申します。

私が、理事長の時、銀融を貰つたらとの、あり

（2）規程（理事会で決定できる）で運用され  
る。規程に該当する事項は、規程から理事会で裁  
決する事項が自由に決定できる。

理事会が報酬を求めるに  
他にもいろいろな支障が  
予想される。  
どうが参考にしていただき  
ますと、願い上げます。

りの共同の利益や財  
産管理、権利義務等が  
されている重要な法  
律であり、この法律があ  
るに私たちの財産が  
守られていると言つても  
ではありません。こ  
そ所有法の改正と、  
考え方に基づいた標  
理規約を基本とした  
うち若葉台団地の住  
守るべき基本的ルー  
定めた規約改正案が

ことであります。すなはち、この問題を明確に定め、疑念を晴らす明確な規律を確立するのである。理學家会を説教的の組織とする個人的な意見を尊重する個の区の問題があることを認め、深く反省して、また、賛意を示す。また、戴いた大多数の皆様が各位に対し、太陽の如きを訳なく、この紙面を否決りしてお詫び申し

勿論、  
な答弁  
「中傷  
に対する  
一矢の言及はござ  
ります。」  
その組合員の専有部分が  
ついては手の施しようが  
ないのです。結果的に棟  
に欠け、全体、団地全体の維持費  
一番の理が不必要ななり、その  
「自らの責任」であります。  
行く末は目に見えており  
おりま  
す。スマラ化です。個  
表明し、人の持ち家では、そのよ  
組合員 うな考え方も通用します  
変申し が、私たち若葉台団地  
をお借 ような共同住宅に住む以  
上げま 上絶対に許されることで



